

社会福祉法人 日野市社会福祉協議会
役員等の報酬等に関する規程

平成 29 年 3 月 27 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人日野市社会福祉協議会の定款第 25 条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第 2 条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等には、その職務に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長、常務理事については、別表 1 により報酬を支給する。
なお、その総額の上限額は、別表 2 の範囲を超えないものとする。
- (2) 会長、常務理事については、市外における法人業務及びそれに関連する業務を遂行する場合には、別表 3 の費用弁償を支給するものとする。
- (3) 会長、常務理事を除く役員等については報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表 3 の通り費用を弁償する。
- (4) 会長、常務理事については選任された当月分から日割計算により報酬を支給する。
- (5) 会長、常務理事が任期満了等により、その職を離れたときは、その当月分までの報酬を日割計算により支給する。

(報酬の額の決定)

第 4 条 役員等の報酬は、別表 2 の総額の範囲内で評議員会の承認を得て決定されなければならない。

- 2 別表 2 の報酬の上限額を変更する場合も同様とする。

(支給方法)

第 5 条 会長、常務理事の報酬の支給方法は、その月の 10 日(その日が金融機関の休日にあたる場合は、その前日または繰下げ支給することができる。)に銀行振込とする。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表1 会長・常務理事の報酬

| | |
|------|-------------|
| 会 長 | 月 額 30,000円 |
| 常務理事 | 月 額 20,000円 |

別表2 役員報酬の上限額

| | |
|----------|------------------|
| 役員報酬の上限額 | 年間総額650,000円の範囲内 |
|----------|------------------|

別表3 費用弁償の額

| |
|-----------|
| 日額 2,000円 |
|-----------|

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 本規程の施行日より「会長及び常務理事の報酬及び旅費に関する規程（平成19年11月19日制定）」は廃止する。

附則

- 1 この規程は、平成29年6月19日から施行する。